

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成26年2月24日
【会社名】	株式会社アイフリーク ホールディングス
【英訳名】	I-FREEK HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 永田 万里子
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092 (471) 5211 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理統括グループ長 猪俣 英夫
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092 (471) 5211 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理統括グループ長 猪俣 英夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,850,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 95,350,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク ホールディングス (福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月31日付で提出いたしました有価証券届出書につきましては、平成26年2月14日に四半期報告書（第14期第3四半期 自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）を提出したこと及び当該四半期報告書における「独立監査人の四半期レビュー報告書」を受領したことに伴い、これらに関連する事項を修正し、加えて、有価証券届出書に添付した四半期レビュー報告書を当該四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書に差し替えるため、平成26年2月14日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出していましたが、当該添付しております独立監査人の四半期レビュー報告書に、一部原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第3四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社アイフリークホールディングス

取締役会 御中

株式会社アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 笠 原 直 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 直 人 ㊞

〈以下省略〉

(訂正後)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社アイフリークホールディングス

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 笠 原 直 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 直 人 ㊞

〈以下省略〉

以上

平成26年2月12日

株式会社アイフリークホールディングス

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 笠 原 直 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 直 人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリークホールディングス及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「注記事項（重要な後発事象）」に記載されているとおり、会社は、平成26年1月31日開催の取締役会において第三者割当による新株の発行及び新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成25年2月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成25年9月2日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。